

火災予防上の命令を受けている防火対象物及び危険物施設一覧表

令和8年9月29日更新

番号	項 目	内 容
1	防火対象物の所在地	広島県呉市安浦町水尻1丁目28番20号
	防火対象物の名称	浜田鋼管株式会社
	命令を受けた者の名前	広島県呉市安浦町水尻1丁目28番20号 浜田鋼管株式会社 代表取締役 梶東 祥三
	根拠法条	消防法第17条の4第1項
	命令事項	令和5年9月15日までに、防火対象物全体に屋内消火栓設備及び自動火災報知設備を設置すること。
	発令年月日	令和5年5月15日
	管轄消防署	呉市東消防署
	発令者	呉市消防局長
2	防火対象物の所在地	広島県呉市仁方棧橋通1511番地26
	防火対象物の名称	ツボサン株式会社
	命令を受けた者の名前	広島県呉市仁方棧橋通1511番地26 ツボサン株式会社 代表取締役 梶山 美里
	根拠法条	消防法第17条の4第1項
	命令事項	令和6年4月27日までに、防火対象物全体に屋外消火栓設備を設置すること。 令和6年4月27日までに、自動火災報知設備を技術上の基準に従って設置すること。
	発令年月日	令和5年10月27日
	管轄消防署	呉市東消防署
	発令者	呉市消防局長

(注) 本表は、発令年月日が遅いものから順に表示しています。
なお、番号は発令年月日を基に付しています。